「豊かなむらを災害から守る月間」運動実施要領

1　危険地域の点検と防災指導

実施機関名	実　施　内　容
農政環境部農林水産局 農地整備課、治山課 県民局関係事務所 ［農林（水産）振興事務所 ：神戸、阪神、加古川、加東、姫路、光都、豊岡、朝来、丹波、洲本］ ［土地改良事務所 ：神戸、加古川流域、姫路、光都、豊岡、朝来、篠山、洲本］ ［六甲治山事務所］	農政環境部関係各課において重点点検指導地域を定め、運動期間中に、農政環境部長又は県民局長を始め幹部職員により、危険地域の点検と指導を行う。 県民局関係事務所長、及び市町長は協議のうえ防災パトロール班を編成し、所管警察署、関係団体の協力を求め、危険地域の点検と指導を行う。 なお、警戒ため池、地すべり防止区域については、全地区のパトロールを実施する。 （重要点検事項） 1　ため池について （1）洪水吐 ア　越流水の流下に障害となる禁止行為はないか。 イ　破損、欠陥部（構造、断面等）がないか。 （2）堤体 ア　草刈り及び安全点検が実施されているか。 イ　法面崩壊、陥没、漏水及び構造、断面的に欠陥がないか。 ウ　堤体の崩壊を助長及び誘発する違反行為はないか。 （3）ため池の流域及び周辺 ア　土地崩壊、伐採木等が流入する危険はないか。 イ　流域の開発はないか、洪水時にため池は安全（土砂流出、流域状況の変化）であるか。 （4）維持管理 ア　管理者を定め適正な管理がなされているか。 イ　防災・避難体制が整備されているか。 ウ　危険部の安全施設及び必要に応じた危険表示が施してあるか。 エ　警戒を要するため池については、貯水管理等適正な措置がなされているか。 オ　子供の水難防止がなされているか。 2　農用地の地すべり防止区域等について ア　増破の危険性についてどうか。 イ　ため池、水路等の施設、家屋等に波及する危険性はないか。 ウ　万一の場合の避難体制は十分であるか。 エ　地すべり地域内、隣接地域の防災点検当番を決めているか。 オ　防止区域内で無届けの開発がないか。 カ　その他防災体制、連絡方法は十分であるか。 キ　未指定区域であっても被害が予想される地域については点検を実施する。 3　林地の地すべり防止区域について ア　増破の危険性についてどうか。 イ　既設の地すべり防止施設、家屋等に波及する危険性はないか。 ウ　防災体制、連絡方法は十分であるか。 エ　防止区域内で無届けの行為がないか。

実施機関名	実　施　内　容
	4　山地災害危険地について （1）治山施設 　ア　渓間施設に破損はないか。 　イ　渓間施設の基礎部の洗掘はないか。 　ウ　渓間施設の袖部等の取り付けに侵食はないか。 　エ　山腹施設に破損はないか。 　オ　山腹斜面にキレツ等による崩壊の恐れはないか。 　カ　植栽木の生育はどうか。 （2）林地 　ア　崩壊する危険性の有無の確認 　イ　出水時において素材、枝条等が流出し下流の人家等に被害を及ぼす恐れがないか。 （3）里山防災林整備地 　ア　斜面にキレツ等による崩壊の恐れはないか。 　イ　里山防災林整備施設に破損はないか。

2　広報活動

実施機関名	実　施　内　容
兵　庫　県 市　　町 兵庫県土地改良事業団体連合会 兵庫県治山林道協会 兵庫県ため池等整備事業促進協議会 報道機関	1　報道機関による広報 　ア　日刊新聞に月間実施の記事記載を依頼する。 　イ　関係機関、団体の広報車による巡回並び有線放送による広報報道を依頼する。また各種機関誌に掲載を依頼する。 2　ポスター等の作成配布 　ア　県庁内、地方関係機関、市町に配布し掲示する。 　イ　関係団体に依頼して必要な地域に配布依頼する。

3　実施結果の報告

所長等は、実施期間終了後速やかに別紙様式により取りまとめて農林水産局長に報告すること。市町長については、関係事務所長に報告するものとする。

ただし、緊急を要する事態がある場合は、その都度速やかにその状況を農林水産局長に報告すること。